

令和7年12月（第4回）定例会 産業建設委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第114号宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所条例中一部改正の件外3件について、付託されました産業建設委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第114号及び第123号から第125号までの4件については全会一致をもって、本日お手元の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

議案第124号宇部市営住宅及び宇部市営改良住宅に係る指定管理者の指定の件です。

本案は、宇部市営住宅及び宇部市営改良住宅の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

指定管理候補者選定における評価基準のうち、施設管理に係る経費の削減に関する項目の評価点が、配点100点に対し60点と低い結果になった理由についてただしたところ、60点は低いという数値ではなく、標準的数値である。経費については、維持修繕のハード的な整備の費用も含まれており容易に金額を下げられるものではないため、この評価は標準的なものであると考えている。また、総合的には、採点合計が最低基準点である総配点の100分の60以上を満たしていることから、事業計画に沿って施設の管理運営を行うことは可能であると判断したことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案につきましては、本席から特に御説明申し上げる事項はございません。

よろしく御審議くださるようお願いいたしまして、産業建設委員会の報告を終わります。